

# コーポレート・ガバナンスの状況

高知銀行グループでは、市場規律を踏まえた自己責任原則の下で経営の透明性を向上させるとともに、アカウントビリティとディスクロージャーの強化に

よって、ステークホルダーとの円滑な関係を維持し、コンプライアンスやリスク管理を徹底していくことで、一層強靱な経営体質を築くよう努めています。

## ■ 当行の機関の内容

### 取締役会

当行の経営意思決定、執行、監督に係る主たる経営管理組織である取締役会は、平成21年6月30日現在7名で構成し、社外取締役は選任していません。なお、取締役会は毎月1回以上開催しています。

取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めています。

### 経営会議

取締役会に次ぐ会議体として、業務執行の意思決定および経営の統制の適切性と円滑化の確保を目的とし、代表取締役および経営統括部担当取締役のほか取締役会が特に定めた取締役をもって構成しており、毎月1回以上開催しています。

### 監査役会

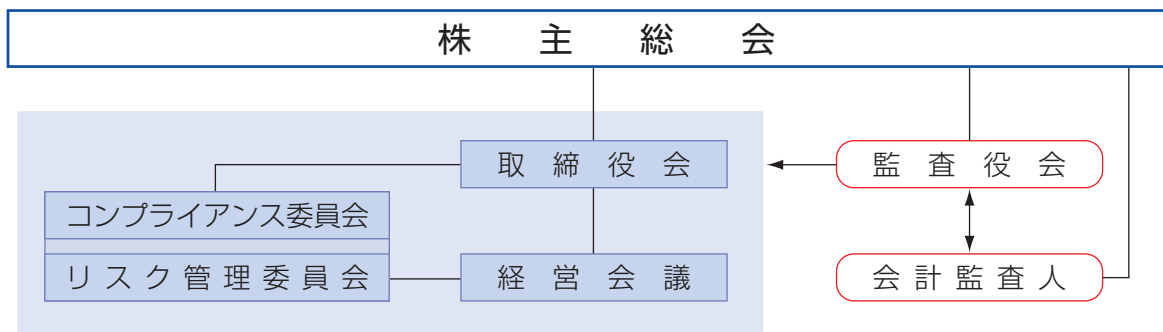
当行は監査役制度を採用しており、平成21年6月30日現在の体制は、常勤2名、非常勤2名の計4名で、このうち3名(常勤1、非常勤2)は社外監査役となっています。

ます。なお、当行の社外監査役は当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特別な利害関係はありません。

監査役会は、原則として毎月1回開催しています。各監査役は、監査役会規程、監査役監査基準等に基づき、取締役会、経営会議等の重要会議に出席して意見陳述を行うほか、重要事項の報告を受け、重要書類の閲覧や必要に応じた本部、営業店等の往査などを通じて、監査業務を適正に実施しています。

こうした監査にあたり、監査役会は、内部監査部門である監査部および会計監査を担当する監査法人から適時適切な報告を受けるほか、定期的な会合や往査時の立会などを通じて十分な意見交換を行っており、独立性確保の前提のもとに三様監査相互間の連携の強化を図っています。

なお、監査部は、平成21年6月30日現在、13名で構成しており、業務運営部門から独立した内部監査部門として業務運営に関する監査を行い、監査結果を取締役に報告しています。



## ■ 法令等遵守(コンプライアンス)体制

当行は、銀行に課せられた高い公共性と重い社会的使命を全うするため、法令等のもとより、社会的規範を厳格に遵守し、良識ある経営姿勢を維持しなければならないと考えています。こうした基本方針を堅持するために「行動憲章」を定めるとともに、全役職員に対し、行動憲章に則った行動指針「倫理法令遵守の基本

方針(コンプライアンスポリシー)」を徹底しています。

また、役職員一人ひとりが社会人としての良識を持ち、高い職業倫理観に裏付けられた自律をもってルールを遵守するとともに、内部検証の機能を発揮させることで、お客さまや社会からの信用・信頼を確保することを経営の基本方針としています。

## コンプライアンス体制

当行では、各部店の長をコンプライアンス責任者に、次席者をコンプライアンス担当者に任命し、部店内における法令等遵守状況の第一次チェックを行っています。

第一次チェックの結果は、コンプライアンス統括部が二次的に検証します。また、事務統括部が内部事務手続きの調査を行い、監査部が業務運営に関する監査を行っており、これらの検証結果を受けて、各業務所管部が連携し、問題部店に対する業務改善の指導を行っています。

さらに、コンプライアンス統括部が、業務運営におけるコンプライアンスの徹底状況を監視し、問題事案に関しては所管部に対し実態の調査や是正指示を行うとともに、重要事項については頭取を長とするコンプライアンス委員会で審議したうえで取締役会に付議・

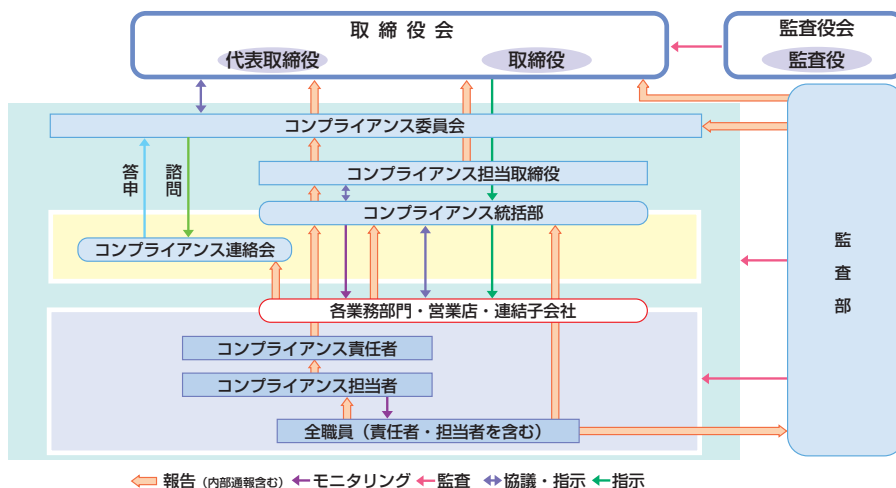
報告する体制としています。

こうした体制を監査部が検証し、状況に応じて改善勧告が取締役会に対し行われ、監査役会が経営全般に関する内部統制機能を監査し、アドバイスをしています。

コンプライアンス委員会は、委員長の頭取、副委員長のコンプライアンス統括部担当取締役のほか、役付取締役と6部長で構成しており、当行が法令等を遵守するとともに、自浄能力のある組織であり続けるために、コンプライアンスに関する事項について、報告を受け、審議を行い、または決議しています。

コンプライアンス委員会は原則3カ月ごとに開催することとしていますが、必要がある場合には随時開催しています。

コンプライアンス体制図



## コンプライアンス活動

コンプライアンスを実践するために、業務場面での具体的な行動指針等を示した「コンプライアンス・マニュアル」と携帯用の「コンプライアンスチェックカード」を作成し、役職員に配布するとともに、研修等を通じて周知徹底を図っています。

また、各部店におけるコンプライアンスマインドの浸透を高めるため、業務遂行にあたって特に留意すべき法令やルール等の遵守状況を問う「コンプライアンス自己チェック表」を作成しており、各部店のコンプ

ライアンス責任者はこれらを用いて日常的なモニタリングを行っています。

これらのコンプライアンス体制整備や周知徹底に係る計画は、年度ごとにコンプライアンス委員会での審議を経て、取締役会決議のうえ、「コンプライアンス・プログラム」として定めています。また、本プログラムの進捗状況も取締役会が検証し、内部統制の実効性を確保しています。

## 内部通報制度

当行では、法令等違反による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール並びに社会的信頼の確保のために「企業倫理ホットライン」を設けています。併せて、通報者

保護(不利益処分禁止・報復禁止・匿名性確保)を第一とする「内部通報制度実施規程」を定め、内部通報制度の機能性の確保に努めています。

## ■ リスク管理体制

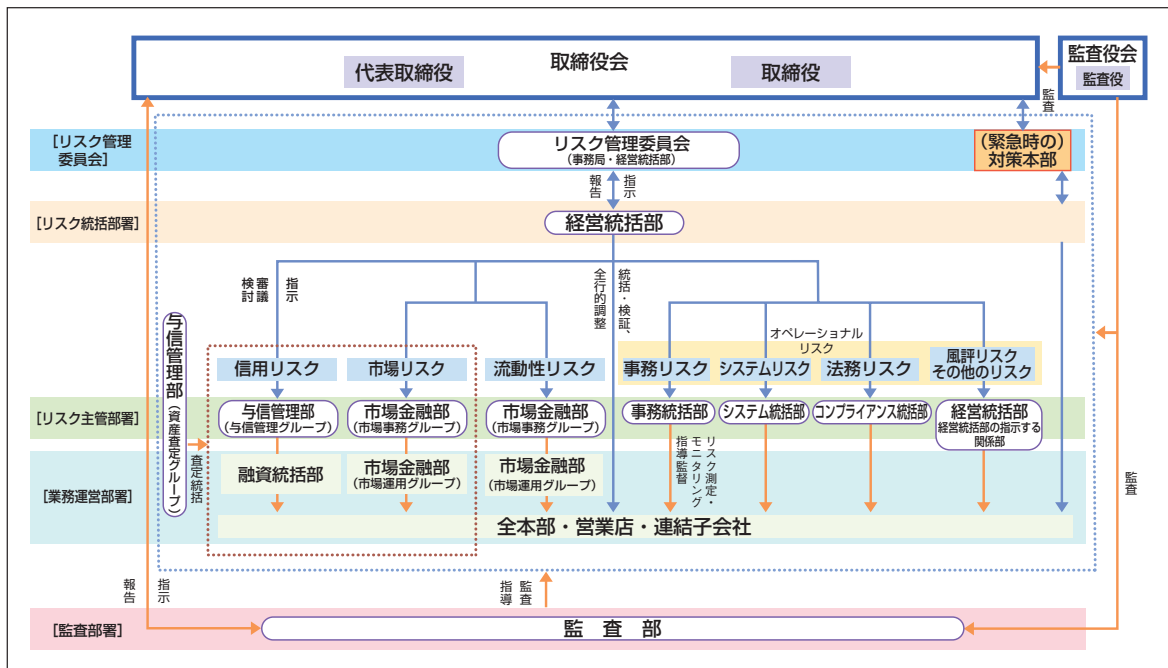
金融の自由化やコンピュータ技術、金融技術の発達に伴い、銀行業務は多様化、複雑化してきており、これらに付随して金融機関が抱えるリスクも多種多様となっています。こうした中、銀行が経営の健全性を保ちながら収益性の向上を図っていくためには、自らの責任のもと、様々なリスクを的確に把握し、適切にマネジメントすることが不可欠となっています。

当行グループでは、リスク管理体制の強化・充実を経営の最重要課題と認識し、取締役会等が積極的に関与しながら、リスク管理の基本方針となる「リスク管理方針」を制定し、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど各種リスクの管理規定やリスク毎の年度管理プログラム等を定めて

います。そして、リスク管理委員会やリスク主管部が中心となって、業務運営に係るリスク管理に取り組んでいます。また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、経営体力の範囲内で適切にリスクをコントロールする統合的リスク管理態勢の構築を目指しており、今後もリスク管理手法の高度化に努めてまいります。

※本項におきまして、各種リスクの管理体制に加え、「パーゼルⅡ第3の柱（市場規律）」（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日 金融庁告示第15号））に基づく「定性的な開示事項」について記載しています。

### 主要なリスクの管理体制概要図



### 自己資本管理

当行の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(平成21年3月31日現在)

自己資本調達手段		概要
普通株式	102,448,000株	完全議決権株式
期限付劣後債務		
劣後特約付社債	4,300百万円	ステップアップ金利特約付期間10年(期日一括返済)ただし、5年日以降の利払日に、金融庁の承認を条件に期限前償還が可能

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスク量と自己資本の相対比

較、与信集中リスクや銀行勘定の金利リスクが自己資本に与える影響度の分析、また、上記以外のリスク、例えば風評リスクの顕在化等によって必要となる対応策の分析・検討等により自己資本の充実度を評価・確認しています。

また、自己資本比率、Tier 1比率等を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めています。なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しています。

自己資本の構成および自己資本比率につきまして、単体は5ページを、連結は45ページをご覧ください。

## 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含みます）の価値が減少ないし消失し、銀行等が損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っています。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門（融資統括部）が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っています。評価は、新規与信実行時および、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めています。自己査定とは、債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。その結果については与信管理部が経営陣に報告しています。

当行では、信用格付制度を導入しています。信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行ううえで、本格付を利用しています。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門（与信管理部）が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、適切なポートフォリオ構築を図っています。リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しています。

また、信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しています。

### ◇自己査定、償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準および償却・引当基準を定め、貸出金等保有する全ての資産を、回収の可能性などに応じて自己査定を行い、個別に査定し分類しています。貸出金等の与信関連資産の自己査定は、「格付・自己査定システム」による信用変化の都度査定する随時査定方式を採用し、第一次査定を営業店が、第二次査定を融資統括部が行っています。その他資産については各々の所管部が査定を実施しており、与信管理部がこれら全ての自己査定を統括するとともに、内部監査部門である監査部が査定結果に基づき、回収の危険性などに応じた必要かつ適切な償却・引当のほか自己査定体制の整備状況等の検証を行っています。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しています。「破綻懸念先」に該当する債権

については、過去の貸倒実績から今後一定期間の予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金に計上しています。なお、「要注意先」の内「要管理先」および「破綻懸念先」に該当する債権のなかで、キャッシュフローを合理的に見積もることができる大口債務者についてはDCF法を適用し貸倒引当金を計上しています。「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額ならびに清算配当等が見込まれる額を除いた額について貸倒償却するか、または個別貸倒引当金として計上しています。

### ◇標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）としています。

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、R&I、JCR、Moody's、S&Pとしており、法人等向けエクスポージャーにおいて、国内法人等向けエクスポージャーはR&I、JCRを適用し、海外法人等向けエクスポージャーはMoody's、S&Pを適用しています。

### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済能力等について十分な検証を行っていますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保の種類としては、預金、有価証券、不動産等があり、保証では、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体および、債務者の親会社による保証、ならびに個人保証等があります。また、与信行為を行う際に必要とする基本的な手続と管理、その他標準的な担保・保証の種類、担保の評価方法、掛目および不動産等の定期的な評価の洗い替え等について厳正に取り扱うべく、規定を定めています。

貸出金と預金の相殺を行う取引としては、手形貸付、手形割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、デリバティブ取引等を対象としており、銀行取引約定書や行内規定等に基づいて手続を行います。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保および適格保証、および、貸出金と自行預金の相殺を、信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しています。

#### ◇派生商品取引の取引相手のリスクに関する方針および手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、債券先物取引、株価指数先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合ったポジション限度額を設定し、それを超過しないように管理しています。信用リスク量はカレント・エクスポージャー方式により算出しています。

#### ◇証券化エクスポージャーに関する事項

当行は、投資家として当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入しています。当行が保有する証券化エクスポージャーに関しましては、裏付資産の状況、金利動向、証券化市場の動向、適格格付機関による格付情報等について、市場金融部が管理を行い、担当取締役へ報告を行っています。

また、当該証券化商品を購入した場合、金融商品会計に関する実務指針に従い、それぞれの金融資産につ

### 市場リスク管理

市場リスクとは金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含みます）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し銀行等が損失を被るリスクをいい、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクに分けられます。

当行では、リスク管理部門において、下記の銀行勘定における金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストを行って、金利・株式市場が大きく変動した場合に、当行の自己資本に与える影響を試算しています。その市場リスク量を適切にコントロールするために、リスク統括部署（経営統括部）が市場リスクの状況をモニタリングしています。

リスク管理部門は、市場リスクの状況について、定期的に経営陣に報告しており、リスク管理委員会等に

#### ◇銀行勘定における金利リスクに関する事項

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定および金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクについて、毎月下記の手法により計量化しています。

保有期間1年、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値と99%タイル値<sup>(注1)</sup>による金利ショックを与え、コア預金<sup>(注2)</sup>については、①過去5年間の最低残高②過去5年間の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高③現在残高の50%相当額、のうち最小の額を上限として、満期を最長5年、平均残存年数を2.5年として各期間帯へ均等に振り分けて、GPS（グリッド・ポイント・センシティブティ）方式<sup>(注3)</sup>により各年別に金利リスク量を算出しています。

(注1) 1%タイル値、99%タイル値・・・1年前との金利変化幅を5年間にわたり観測し、観測されたデータを昇順に並べて上から1%目と下から1%目の値

いて規定された会計処理を行っています。

当行では、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出しています。

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定には適格格付機関である、R&I、JCR、Moody's、S&Pの格付を使用しています。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っていません。



おいて、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っています。

#### ◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、リスク管理部門において定期的にリスクを評価し、その状況について経営陣への報告を行っています。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては時価評価およびバリュエーション・アット・リスク（VaR）によりリスク量を計測し、あらかじめ定めたポジション枠の遵守状況をモニタリングしています。

(注2) コア預金・・・明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって即時に払い出される預金のうち、引き出されることなく滞留している預金

(注3) GPS方式・・・資産・負債のキャッシュフロー（元本および利息）をグリッド（年限）毎に集約した上で、そのグリッド毎の現在価値の変化幅を計算する計測方法

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などの計量化可能なリスクについて、ベーク・ポイント・バリュエーション（BPV）<sup>(注4)</sup>、ギャップ分析<sup>(注5)</sup>、バリュエーション・アット・リスク（VaR）<sup>(注6)</sup>などの計測手法を用いて計量化しております。<sup>(注7)</sup>

(注4) BPV・・・金利が0.01%変化した場合の時価損益の変化

(注5) ギャップ分析・・・資産・負債の残高を将来の金利改定期毎に集約して、そのギャップを分析する方法

(注6) VaR・・・一定の確率の下での予想最大損失額

(注7) 金利リスク量の算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮していません。また、普通預金など満期のない預金については、期間を3カ月以内として算定しています。

## 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、銀行等が損失を被るリスクをいいます。また、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより銀行等が損失を被るリスクをいいます。

当行では、本リスクの顕現化を防止するため、各種規定の整備に加え、リスク管理プログラムを年度毎に

取締役会で決定しています。また、流動性リスクの主管部である市場金融部では、資金繰りをする部門（フロント・オフィス）と事務処理およびリスク管理を担当する部門（バック・オフィス）を分離し、それぞれ管理ルールに則った業務運営を行っており、相互に牽制機能が働く体制をとるとともに、リスク統括部署（経営統括部）においてモニタリングを実施しています。市場金融部市場事務グループは、リスクの分析結果を定期的に取締役およびリスク管理委員会に報告しています。

## オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、銀行等の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、銀行等が損失を被るリスク等をいいます。

当行では、リスク管理にかかる基本方針として、「リスク管理方針」を制定し、そのなかでオペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等に分けて管理し、それぞれのリスクを統括する事務統括部、システム統括部、コンプライアンス統括部、経営統括部等がリスクの洗い出し、損失の程度の判断、モニタリング、管理を行うとともに、業務運営部署を指導監督しています。

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより、銀行等が損失を被るリスクをいいます。

当行では、取扱商品の多様化や事務処理量の増大に対応して、リスクの把握、管理に努めるとともに、各種事務取扱要領等の整備のほか、営業店への臨店指導や行内事務研修を適宜実施しております。これらを通じて、事務処理水準の向上や不適切な事務処理の防止に努めています。

また、法令遵守と相互牽制機能の強化を図るために取扱要領等の規程類に沿った厳格な事務処理体制の構築に向け取り組んでいます。さらに、事務処理の機械化・集中化を図りながら、チェック機能の強化と効率性を高めています。

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作等、システムの不備等や、コンピュータが不正に使用されることにより、銀行等が損失を被るリスクをいいます。

現在の銀行業務の多様化や、ネットワークを利用する取引の増加等でコンピュータ障害による社会的な影響はますます大きくなっています。こうしたことから、当行は情報資産保護に関する基本方針（セキュリテイ

ポリシー）のもと、安全対策基準（セキュリティスタンダード）を定め、これらに則ってシステムリスクに対応する体制とし、システムの安全かつ安定した稼動に万全を期しています。

法務リスクとは、法令等のルールに違反することや契約の締結といった法律上の問題を原因として、損失あるいは取引上のトラブルなどが発生するリスクをいいます。銀行の業務の多様化や多種多様な法律の制定など銀行を巡る環境が大きく変化するなか、様々な法務リスクが銀行の経営には潜んでいます。

当行では、これらのリスクを極小化するため、主に予防法務に重点を置き、管理方針を定めたうえで、コンプライアンス統括部が弁護士などの専門家や部署間と連携を行いながら法的チェックを実施するとともに、研修などを通じて法務リスク管理に対する意識の向上に努めています。

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により当行の信用が低下し、銀行等が損失を被るリスクのことをいいます。風評リスクについては、風評による動向の変化をモニタリングのうえ情報の把握と原因を究明し、その発生源である各種リスクについて管理を強化するとともに、経営内容の開示を適切に行うことで風評リスクを回避する体制としています。

リスク管理委員会は、各部からの報告を踏まえてオペレーショナル・リスク全般のモニタリングを行っています。

なお、当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

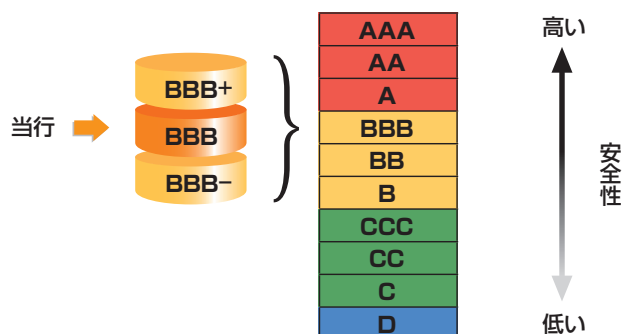
注：「基礎的手法」とは、（自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、一年間の業務粗利益の15%の直近3年間の平均値をもとに算出するものです。）

なお、パーゼルⅡ第3の柱に基づく「定量的な開示事項」につきましては、P.76～P.82をご覧ください。

## ■ 格付

高知銀行は、株式会社日本格付研究所（JCR）から長期優先債務格付けで「BBB」（トリプルB）の格付けを取得しております。

（平成21年3月31日現在）



※格付けは、利害関係のない格付け機関が企業の財務内容等を客観的に評価し、わかりやすく記号で表したものです。

※AAからBまでの格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、プラス(+)もしくはマイナス(-)の符号による区分があります。

### ホームページからの情報発信

**こうぎん**ではお客さまに安心してお取引いただけるよう、情報提供の一層の充実を目指して、ホームページからも経営情報の開示、商品のご紹介や営業のご案内等、各種の情報をタイムリーに発信しています。さらに、外貨宅配サービス等のお申し込みにもご利用いただけます。



<http://www.kochi-bank.co.jp/>